



入居募集



入居資格
 《共通事項》
 ・ 雄武町内に住所を有する人または有することになる人。
 ・ 町税などに滞納がないこと。

● **町営住宅 (団地)**
 ・ 所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。
 ※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から

政策公募を審査しました

Information

本年度の公募政策は3人から4件の提案がありました。このたび、雄武町公募政策審査会にて慎重に審査した結果、次のとおりとなりましたのでお知らせします。(紙面の都合上、具体的な提案内容の掲載は省略しています。)

提案1 サービス付き高齢者施設の早期の建設について (提案者: 町民 80代男性)

《採用 (参考意見)》

サービス付き高齢者施設の早期の建設については、町として町民ニーズの把握はもちろんのこと、施設機能や運営形態、規模、さらにはサービス提供にかかる人的確保など、現状において整理・検討すべき課題が多いと認識しており、施設の早期建設まで到達できるか、現状としては不透明な状況にありますが、提案内容を参考とさせていただき、今後も検討・協議を進めたいと考えております。

提案2 人口減少対策税の新設について (提案者: 町民 80代男性)

《不採用 (参考意見)》

人口減少対策税の新設については、現行の都市計画税は、下水道や都市公園等の維持管理や整備に対する目的税として確保されるべき財源との認識であり、「人口減少対策」と「都市計画税の廃止と代替税の創設」を関連づけるには、施策内容を深く議論し、町民理解や各種手続きが必要となることから、見える形での「税」として集める必要性は低いと考えております。しかしながら、まちづくりの視点から「人口減少対策」は、引き続き、推進しなければならない重要課題と認識しておりますので、今後の人口減少対策の参考となる貴重な意見として受け止めさせていただきます。

提案3 雄武町負の遺産改修事業について (提案者: 町民 60代男性)

《不採用》

町道宮の森1号線の整備については「おうむ21世紀まちづくり構想」に基づき、平成7年から11年まで整備を行いました。当時、本路線計画の終点部に計画していました「自然観察園」、「自然体験学習センター」の整備を中止したことから、整備延長を変更し、現終点までに整備完了とした経緯があり、町としては費用対効果の面からも、町民からニーズの多い従来の町道などの生活道路の整備充実が優先されると判断しております。

提案4 遊休施設の有効活用と町施設等の利用活性化事業について (提案者: 町民 60代男性)

《採用 (参考意見)》

遊休施設の有効活用と町施設などの利用活性化については、今般、観光マスタープランを策定したところであり、この観光マスタープランをもとに「観光によるまちづくり」を実践すべく、関係団体と協働・連携して関連施策を着実に進めていくこととしていることから、提案内容を参考とさせていただき、今後、観光協会等の関係団体や観光マスタープラン推進委員会と協議しながら、実現の可能性について検討を進めたいと考えております。

町では、「住民と行政の協働によるまちづくりの推進」を目指して、審議会等委員への公募制導入、政策等への意見公募 (パブリックコメント) 制度の導入などに取り組んできたほか、行政情報の積極的な広報を心がけています。今後とも町政運営に関しては、住民と行政が共に考え、共に創るまちを築くため、取り組みを進めていきますので、ご協力をお願いいたします。

町財務企画課企画調整係

●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
継続	沢木	2LDK	平成 23 年	1	18,800 円～ 43,100 円	可
	旭日	3LDK	平成 10 年	2	23,600 円～ 54,300 円	不可
	新日の出	2LDK	平成 26 年	2	22,000 円～ 50,600 円	不可
	潮見	3LDK	昭和 62 年	1	17,400 円～ 40,000 円	不可
	魚田	3DK	昭和 52・53 年	2	9,100 円～ 17,700 円	可
	幌内	3LDK	昭和 51 年	2	7,800 円～ 14,400 円	可

必要経費を控除した金額に、扶養控除などを差し引いた額を12で除いたものです。
 ※裁量世帯とは、高齢者世帯 (60歳以上)、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者 (障がいの程度による) がある世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫

婦ともに35歳未満の世帯 (小学生以下の児童がいる場合も可) などです。

申込方法

・ 役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。
 ・ 30年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。
 ・ 申し込みの際は、マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

選考方法

・ 申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。

※住宅の情報は、ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。
<http://www.town.ounu.hokkaido.jp/>

※住宅使用料のお支払いには、安心で便利な口座振替が利用できます。

応募締切
 継続 随時受付

※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。
 町税財管理課管財係



保健

北海道小児救急電話相談事業

北海道では、夜間における小児救急電話相談を実施しています。

事業内容

夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、看護師や小児科医師が保護者などからの相談に対し、電話により助言を行っています。

相談受付時間 19時～翌朝8時

相談電話番号

道内どこからでも「#8000」でご利用出来ます。

※IP電話、ひかり電話およびPHSからは「#8000」は利用できません。011・232・1599に電話してください。

注意事項

医師が直接診察して治療を行うものではなく、あくまで電話による家庭での一般的対処などに関する助言を行うものです。緊急性のある子どものための電話相談ですので、育児相談はご遠慮ください。

町北海道保健福祉部地域医療推進局
 地域医療課

011・232・4111
 (内25・326)

町北海道オーツク総合振興局保健環境部地域保健室企画総務課
 0158・23・3108